

## 男性労働者の育児休業等取得率の公表

育児・介護休業法により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられています。

独立行政法人労働者健康安全機構の2024年度における男性労働者の育児休業等取得率を次のとおり公表します。

公表前事業年度	2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)
男性労働者数の育児休業等取得率	48.8%

公表日：2025年6月25日